

**長野県木曽建設事務所告示第2号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成29年2月13日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県木曽建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成29年1月30日

長野県木曽建設事務所長 市岡 進

1 路線名 王滝加子母付知線

2 供用を開始する区間

木曽郡王滝村2668番の1地先から

木曽郡王滝村2631番の3地先まで

3 供用を開始する期日 平成29年1月30日

道路管理課

**選告示第10号**

長野県選挙事務取扱規程（昭和38年選告示第4号）の一部を次のように改正します。

平成29年1月30日

長野県選挙管理委員会委員長 永井順裕

別表第1の不在者投票のできる老人ホーム中

「社会福祉法人ハートフルケアたてしな 介護老人 北佐久郡立科町大字芦田3731番地

福祉施設 徳花苑

愛灯園 小諸市己字高峯143-1番地」

「愛灯園 小諸市己字高峯143-1番地」に改める。

選挙管理委員会

**公告**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次の成果を認証しました。

平成29年1月30日

長野県知事 阿部守一

調査を行った者の名稱	成果の名称	調査を行った期間	調査を行った地域	認証年月日
茅野市	地籍簿及び地籍図	平成24年から平成26年まで	茅野市玉川の一部	平成29年1月30日
山ノ内町	地籍簿及び地籍図	平成26年から平成27年まで	下高井郡山ノ内町大字戸狩の一部	平成29年1月30日
宮田村	地籍簿及び地籍図	平成25年から平成26年まで	上伊那郡宮田村中越の一部	平成29年1月30日

農地整備課

**公告**

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取消しました。

平成29年1月30日

長野県知事 阿部守一

許可番号	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	処分の内容	処分をした年月日	処分の原因となった事実
般-24第 12512号	高島建設株式会社	宮毛 秀明	飯田市桐林1897	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(大工工事業)の取消し	平成28年10月4日	平成28年9月5日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-26第 8095号	株式会社東洋安全防災	川俣 建夫	長野市大字穂保492-10	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、舗装工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成28年10月13日	平成28年10月5日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-26第 16060号	有限会社渡辺土建	滝澤 裕	東筑摩郡麻績村麻7767	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成28年10月13日	平成28年9月28日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-23第 13916号	株式会社杉野建築店	杉野 裕一	松本市笹部4-12-8	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業)の取消し	平成28年10月13日	平成28年10月5日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-23第 10082号	株式会社竹村自動車	竹村 恒雄	大町市大町2655	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業及び機械器具設置工事業)の取消し	平成28年10月13日	平成28年9月26日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特-23第 12394号	株式会社マルタケ工業	武居 鉄男	茅野市北山6807-1	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成28年10月18日	平成28年8月29日付けで建設業法第12条の規定による一般建設業許可に伴う廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-26第 24894号	A t e l i e r G R I D	川野 昌洋	北佐久郡軽井沢町大字長倉2475	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業)の取消し	平成28年10月25日	平成28年10月4日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-24第 18972号	米山建築	米山 弘	下伊那郡高森町吉田1154	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業)の取消し	平成28年10月25日	平成28年10月6日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-23第 7686号	伊坂建設株式会社	伊坂 倉一	佐久市伴野972-8	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(タイル・れんが・ブロック工事業)の取消し	平成28年10月25日	平成28年10月7日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

特-23第 7686号	伊坂建設株式会社	伊坂 倉一	佐久市伴野972-8	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(建築工事業)の取消し	平成28年10月25日	平成28年10月7日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-27第 21414号	有限会社土屋設備	土屋 和久	北佐久郡軽井沢町中軽井沢3-18	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業)の取消し	平成28年10月25日	平成28年10月13日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-24第 17423号	有限会社上田建築	上田 武	上伊那郡箕輪町大字東箕輪232	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業)の取消し	平成28年10月26日	平成28年10月17日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-24第 17181号	株式会社池田工務店	池田 實	中野市大字越1152	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業及び大工工事業)の取消し	平成28年10月27日	平成28年10月13日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-23第 17004号	中央電機工業株式会社	土倉 栄二	長野市川合新田370	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(消防施設工事業)の取消し	平成28年10月27日	平成28年10月25日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-24第 2803号	株式会社岡田組	小山 裕里	東御市島川原175	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業及びとび・土工工事業)の取消し	平成28年11月1日	平成28年10月14日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-27第 24117号	株式会社清水工業	清水 哲	長野市大字大豆島2957-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(防水工事業)の取消し	平成28年11月1日	平成28年10月27日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-23第 13938号	宮澤塗料株式会社	伊藤 豊	伊那市西春近2716-4	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成28年11月1日	平成28年9月28日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-24第 17437号	有限会社トムズホーム	佐藤 広	伊那市東春近9111-6	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業)の取消し	平成28年11月4日	平成28年10月20日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-27第 19302号	有限会社泰成電機工業	清水 雅弘	駒ヶ根市飯坂2-8-34	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(内装仕上工事業)の取消し	平成28年11月4日	平成28年10月27日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

般-23第 24274号	高橋興業	高橋 努	茅野市玉川1448-6	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成28年11月4日	平成28年10月11日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-24第 17375号	オシキ電機設備株式会社	押木 正夫	上高井郡高山村大字高井4306-4	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業)の取消し	平成28年11月7日	平成28年10月24日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-24第 2713号	有限会社宮島工務店	宮嶋 和彦	上田市古里1492	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(大工工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業及び塗装工事業)の取消し	平成28年11月7日	平成28年10月28日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特-23第 2736号	シブキヤ建設株式会社	瀧坂 安夫	下伊那郡松川町元大島2715-47	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成28年11月10日	平成28年9月16日付けで建設業法第12条の規定による一般建設業許可に伴う廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-24第 9863号	渡辺建設株式会社	渡辺 時江	木曽郡王滝村2431-3	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、とび・土工工事業及び石工事業)の取消し	平成28年11月11日	平成28年9月29日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-27第 21516号	株式会社富士防メンテナンス	宮沢 喜久雄	松本市蟻ヶ崎4-3-48	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(消防施設工事業)の取消し	平成28年11月11日	平成28年10月24日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特-23第 12653号	長野コーエイ株式会社	花里 宏治	佐久市横和253-1	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(管工事業)の取消し	平成28年11月14日	平成28年9月27日付けで建設業法第12条の規定による一般建設業許可に伴う廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-27第 14906号	ユタカ産業有限公司	斎藤 茂	上伊那郡飯島町飯島132-6	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(造園工事業)の取消し	平成28年11月18日	平成28年10月28日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-25第 13337号	株式会社山登	山岸 昌登	上田市上田2580-10	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業)の取消し	平成28年11月21日	平成28年9月16日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

特-25第 13337号	株式会社山登	山岸 昌登	上田市上田2580-10	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(造園工事業)の取消し	平成28年11月21日	平成28年9月16日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特-23第 7661号	株式会社金井組	金井 洋	小県郡長和町大門119	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成28年11月21日	平成28年9月26日付けで建設業法第12条の規定による一般建設業許可に伴う廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-25第 23474号	有限会社アル・イー・コーポレーション	百瀬 嘲二	長野市屋敷田382-26	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、石工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び造園工事業)の取消し	平成28年12月5日	平成28年11月15日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-25第 20703号	みやこし建築	宮越 幸治	上田市別所温泉1883-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業)の取消し	平成28年12月5日	平成28年11月21日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-24第 24520号	百建工務店	百瀬 勝利	東筑摩郡山形村5513-7	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(とび・土工工事業)の取消し	平成28年12月5日	平成28年10月26日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-23第 403号	有限会社荻原組	荻原 俊弘	諏訪市小和田14-3	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業及び造園工事業)の取消し	平成28年12月5日	平成28年11月24日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-27第 19504号	株式会社長野エレベーター	濱松 武敏	松本市石芝3-14-2	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業)の取消し	平成28年12月5日	平成28年11月29日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-28第 24201号	株式会社唐木澤商事	唐木澤 英幸	千曲市大字稻荷山1782-29	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(管工事業及び塗装工事業)の取消し	平成28年12月6日	平成28年11月25日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特-23第 1940号	竜西建設株式会社	坪和 博	飯田市長野原123-3	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成28年12月6日	平成28年11月17日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

般-28第 18122号	福宮電気商会	斎藤 律雄	小諸市大字柏木49 1-62	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(消防施設工事業)の取消し	平成28年 12月 6 日	平成28年11月18日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-24第 7951号	有限会社岡田 鉄工所	岡田 直幸	中野市大字江部10 33-2	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(鉄筋工事業)の取消し	平成28年 12月 6 日	平成28年11月21日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-26第 19993号	有限会社鈴木 設備	鈴木 幸憲	下高井郡野沢温泉 村大字坪山337	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成28年 12月 7 日	平成28年11月18日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-24第 22016号	有限会社フィー ルドワーク	近藤 将人	上伊那郡中川村片 桐4594-25	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(内装仕上工事業)の取消し	平成28年 12月 8 日	平成28年11月15日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-23第 490号	田尻木材株式 会社	田尻 博巳	長野市若穂綿内87 60	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成28年 12月12日	平成28年11月24日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-25第 24608号	ゴトーエンジニア リング	後藤 彰	飯田市大瀬木1972- 11	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(とび・土工工事業及び鋼構造物工事業)の取消し	平成28年 12月20日	平成28年12月 6 日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-27第 22805号	環境建設有限 会社	稻村 実	伊那市西春近5282- 1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(管工事業)の取消し	平成28年 12月20日	平成28年12月 8 日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-23第 18550号	株式会社スガ ヌマ	菅沼 孝夫	駒ヶ根市赤穂2896- 7	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業)の取消し	平成28年 12月20日	平成28年12月12日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

般-25第 23565号	田村建設有限会社	田村 雅彦	下伊那郡阿智村伍和1048	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(大工工事業)の取消し	平成28年12月20日	平成28年12月14日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこれが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-24第 24469号	村田建築	村田 吉弘	東御市大日向248-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業)の取消し	平成28年12月26日	平成28年12月7日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこれが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-27第 6499号	株式会社合津建材	合津 義人	上田市踏入1-4-26	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(内装仕上工事業)の取消し	平成28年12月26日	平成28年12月9日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこれが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-27第 19384号	株式会社ノースランドハウジング	浅井 輝美	須坂市大字小河原2327	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業及び大工工事業)の取消し	平成28年12月26日	平成28年12月16日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこれが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-24第 18688号	有限会社荒井興業	荒井 正貴	大町市大町6916-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(とび・土工工事業)の取消し	平成28年12月27日	平成28年12月13日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこれが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-27第 24010号	有限会社リベロ技建	内田 誓晴	下高井郡野沢温泉村大字豊郷4439-2	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成28年12月27日	平成28年12月14日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこれが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-24第 14250号	有限会社小木曾	小木曾 恵一	下伊那郡高森町牛牧250-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業、大工工事業、屋根工事業、管工事業及び内装仕上工事業)の取消し	平成28年12月27日	平成28年12月15日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこれが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

建設政策課

**公告**

次のとおり一般競争入札に付します。

平成29年1月30日

長野県教育委員会教育長 原 山 隆 一

## 1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品等及び数量

県立学校情報通信ネットワーク強靭性向上対策システム一式

## (2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

## (3) 借入期間

平成29年5月1日から平成34年4月30日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

<p>(4) 借入場所 入札説明書及び仕様書によります。</p> <p>(5) 入札方法 1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。</p> <p>2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当する者であることとします。</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。</p> <p>(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。</p> <p>(3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。</p> <p>(5) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。</p> <p>3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先 長野市大字南長野字幅下692-2 長野県教育委員会事務局特別支援教育課 電話 026 (235) 7432</p> <p>4 入札手続等</p> <p>(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札及び開札の日時及び場所 ア 日時 平成29年2月10日（金） 午前10時 イ 場所 長野県庁 本館8階教育委員会室</p> <p>(3) 郵送（書留郵便に限る。）による場合の入札書の受領期限及び提出場所 ア 日時 平成29年2月10日（金） 午前9時必着 イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2 (郵便番号380-8570) 長野県教育委員会事務局特別支援教育課</p> <p>(4) 入札に要求される事項 この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成29年2月6日（月）午後4時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。</p> <p>(5) 入札保証金 政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項</p>	<p>各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。</p> <p>(6) 契約保証金 政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。</p> <p>(7) 入札の無効 規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。</p> <p>(8) 契約書作成の要否 必要とします。</p> <p>(9) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。</p> <p>5 その他</p> <p>(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。当該契約に係る歳出予算の減額又は削減があった場合は、長野県教育委員会教育長は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。</p> <p>(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。</p> <p>6 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the products to be leased: Prefectural school information communication network security improvement measures system</p> <p>(2) Lease Duration: From May 1, 2017 until April 30, 2022</p> <p>(3) Delivery place: As described in the tender description and specification</p> <p>(4) Contact place for information about the tender: Description/conditions/and other inquiries: Special Needs Education Division, Nagano Prefectural Board of Education 692-2 Aza Habashita,Oaza Minami-nagano,Nagano City TEL 026-235-7432</p> <p>(5) Time and Place for the bid tendering and opening: Time: 10:00 AM February 10, 2017 Place: Board of Education meeting room(8th floor of Nagano Prefectural Office building)</p> <p>(6) Time limit for the tender by mail and delivery location: Time: 9:00 AM February 10, 2017 Place: Special Needs Education Division, Nagano Prefectural Board of Education 380-8570(Exclusive postal code for Nagano prefectural Government)</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

特別支援教育課

## 公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成29年1月30日

長野県公安委員会

## 1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の種別	受講対象者
経験者講習	長野県内に住所を有し、銃砲刀剣類所持等取締法（以下「法」という。）第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃（以下「猟銃等」という。）を所持する者であって、同号の規定により新たに猟銃等の所持の許可を受けようとするもの又は法第7条の3第1項の規定により猟銃等の許可の更新を受けようとするもの。

## 2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
平成29年3月8日(水)	午後1時から 午後4時まで	飯田会場	飯田市東栄町3108番地1 飯田勤労者福祉センター	60名

## 3 講習科目及び時間数

講習科目	時間数
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	2時間
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1時間

## 4 受講手続

## (1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）1枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

## (2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで（長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第5号）第1条に規定する県の休日を除く）とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

## (3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙（申込書上部余白に貼り、消印はしないでください。）により納付してください。

## 5 その他

- (1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。
- (2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。
- (3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課